

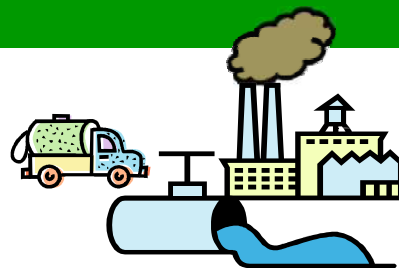
化学物質を取り扱う事業者の皆様へ

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register

の届出をお願いします

- ◆ 下記要件の対象となる事業者の方は「化学物質排出把握管理促進法」のPRTR制度に基づき、対象物質について排出量、移動量を把握し、届け出る必要があります。



事業者の要件	<ul style="list-style-type: none">■ 対象業種^{※1}に該当する事業を営んでいるか■ 事業者の常用雇用者数は、21人以上か(全事業所合計人数)
事業所の要件	<ul style="list-style-type: none">■ 対象物質を1トン以上製造(副生成物も含む)しているか (特定第一種指定化学物質は0.5トン)■ 取り扱う原材料、資材等に政令で定める製品(形状)の要件^{※2}を満たしているものがあるか■ その原材料、資材等に対象物質は1%以上含まれているか (特定第一種指定化学物質は0.1%)■ その対象物質の年間取扱量(製造、使用、及びその他取扱いの総量)は1トン以上か (特定第一種指定化学物質は0.5トン)■ 特別要件を満たす施設^{※3}があるか

※1 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業(全業種)、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、ゴミ処分業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所

※2 化学薬品、ガソリン、染料、塗料、高圧ガス、溶剤、接着剤、洗浄剤、メッキ液、アスベストの板、インゴット、原油、石炭等

※3 鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

届出の流れ

対象事業者か確認

排出量・移動量の算出

届出書の作成・届出

- ◆ 届出期間は**4月1日から6月30日まで**です。

届出はお早めをお願いします。

便利な電子届出(詳しくは裏面)を是非ご利用ください。



お問い合わせ先

山形県水大気環境課 PRTR窓口担当
TEL : 023-630-2338
FAX : 023-625-7991



PRTRの詳細な紹介、排出量・移動量の把握、届出方法やQ&Aなどが掲載されておりますのでご活用ください。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)
化学物質管理センター
TEL : 03-3481-1967

PRTR

検索

